

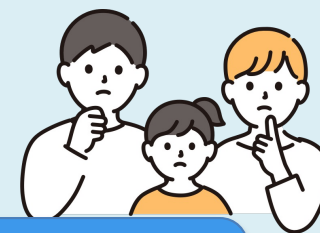
資料 4

2026年9月4日（金）
令和 8 年度 板橋区地域自立支援協議会
第 1 回 障がい児部会
話題提供

障害児の保護者の就労上の課題

明星大学 滝島 真優

子どものケアと 仕事との両立の壁



①復職の壁

- 母子分離の困難さ
- 母子通園の必要性等により復帰困難



②育休明けの壁

- 受入先がない
- 長時間の受入先の確保が困難

③就学後の壁

- 登下校の付き添い
- 放課後や長期休暇中過ごす場所の確保の困難
- 医療的ケア児の受入先の確保が困難
- 不登校の対応

④18歳の壁

- 放課後等デイサービスが利用できなくなる
- 夕方以降の過ごし方を検討しなければならない



子どもの成長とともに保護者が直面する課題は形を変えて継続している

子どもに医療的ケアが必要で、
2カ月に1度は2〜3週間入院する。子どもの入院中は、
**夕方職場を出て病院に直行し、
妻と交代して病室に泊まり込み、
朝病室から直接職場へ、**という生活。
柔軟な働き方ができない職種は
両立が難しいと感じる。

(千葉県・30代、未就学・医療的ケア、公務員)

**配偶者が
入院中で
ワンオペが5年
続いている。
自身のメンタルが危うい。**
(50代、高校生・知的障がい、マスコミ)

④ **「移動支援」は余暇活動以外
利用できない自治体が多く、
生活介護を終えた後
別の場所への移動手段がない。**
生活介護と同じ場所まで午後6時ぐらいまで
通わせるような有償サービスがあると、
子どもが18歳以降も仕事が続けられるのに。
(東京都・50代、16歳・知的障がい・自閉スペクトラム症、医療)

育児中の女性の同僚と
一緒ににさがち。
子の年齢は同じでも、手のかかり方が
全く違う。周囲からは「子が就学すれば
アルバイトでどんどん働けるはず」と
見られていて感じますが、
**子が成長すればするほど、
きめ細やかなケアが
必要になると予想され、
不安は常にある。**
(40代、未就学・知的障がい、マスコミ)

みんな、どんなことに悩んでる？

綱渡りの 毎日に疲弊 両立の実態は？



①

子どもが脳性まひで、月6回の療育へ就学後は月2回や
器具づくり、訪問マッサージの指示書を医師に書いて
もらうための診療、さまざまな診療科への定期受診、学校付き添いなど、
**週2〜3回は平日に仕事を
抜けなければならない。**
(千葉県・40代、小学生・肢体不自由、マスコミ)

④

知的障がいのある我が子。
**今は小学生で、卒業後に
学童に行けなくなるだけでも
戦々恐々としているが、
高校卒業後なんて絶望感しかない。**
夕方16時頃に作業所から帰宅する障がい者の方を見ると、
社会に出てすごいと思う反面、こんなに早く帰ってくるのか…
と思ってしう。仕事を続けることが英の道だと思うと、
会社でのキャリアも前向きに考えることができない。
(東京都・40代、9歳・知的障がい、製造)

③

子どもに視覚障がいがあり、最寄りの大規模小学校ではなく、
**親の送迎ありで遠方の小規模校に
通い、週1回は別の学校に
通級を予定している。**
子どもが自分で移動できるようになるまでは
私が仕事をセーブせざるを得ず、キャリア形成を諦めている。
(東京都・30代、未就学・視覚障がい、マスコミ)

④ **常時医療的
ケアが必要な
子どもの
学校卒業後の
居場所、現時点
ではほぼない。**
(埼玉県・50代、14歳・内聴障がい、法律専門職)

病児保育は自治体によって
就学後は対象外だったり、
小3までと限定的だったりする。
病児のシッター補助も年齢制限がある。
**仕事を休まざるを得なくなる
というリスクを考えながら、
どこまで責任のある仕事や
立場に手を挙げられるか**とても悩んでいる。
(東京都・40代、小学生・ダウン症、マスコミ)



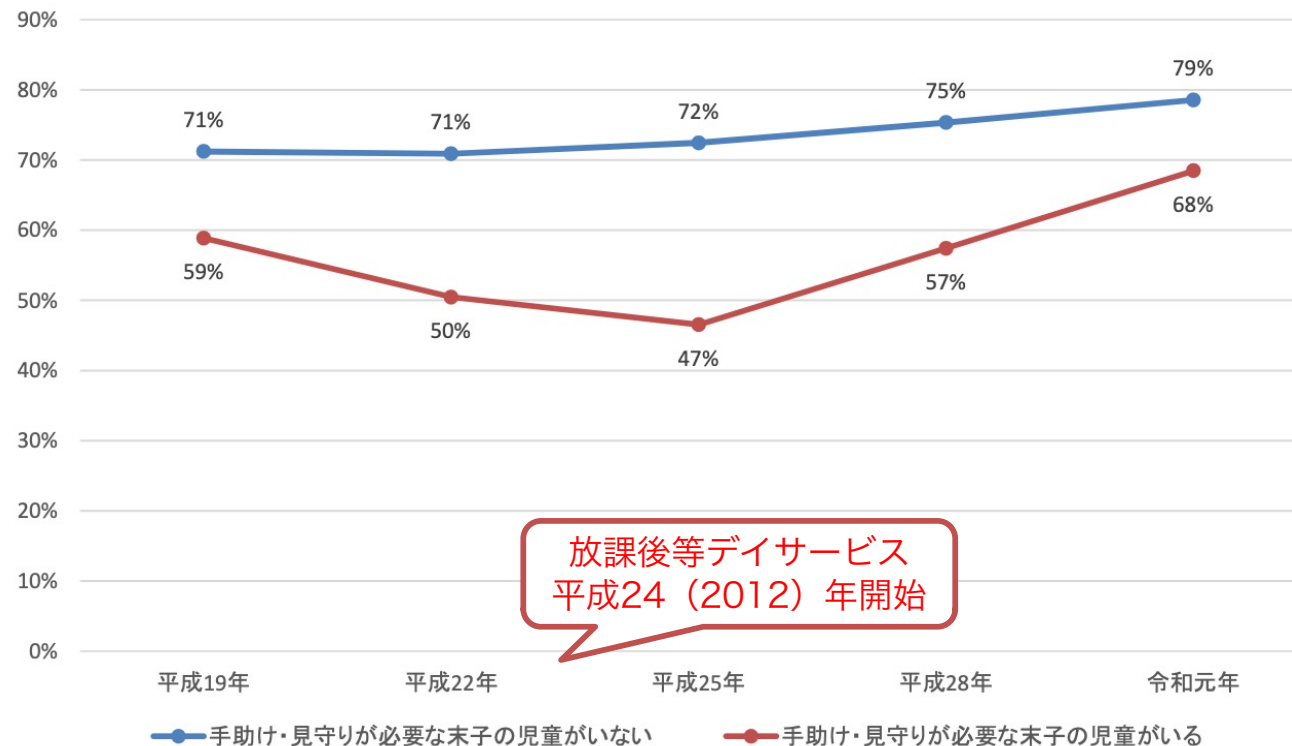
③

特別支援学校小学部に通いながら放課後は学童を利用しているが、
**中学生になると学童は利用できなくなり、
放課後等デイサービスを利用することになる。**
長期休暇中など預かり時間が学童と比べて短い放デイでどうやって両立させていくのが悩んでいる。
(東京都・40代、小学生・知的障がい・自閉スペクトラム症、公務員)

手助けや見守りが必要な児童を持つ母親の就業率の推移

○ 手助けや見守りが必要な児童(末子で6歳以上に限る。)を持つ母親の就業率は、手助けや見守りを必要としない児童の母親の就業率と比べて低いものの、平成25年以降、上昇してきている。

【母親の就業率の推移】



(出典)「国民生活基礎調査」(厚生労働省政策統括官)について、障害保健福祉部において特別集計したもの。

(注) 国民生活基礎調査では、「手助け・見守り」の有無を6歳以上の世帯員に対してのみ調査している。上記母親の就業率の数値は、6歳以上の末子の児童について、「手助け・見守りの必要がある」と回答のあった者の母親と「手助け・見守りの必要がない」と回答のあった者の母親を推計して集計したもの。

そのため、上記のデータにおいて、手助けや見守りを必要としない児童の母親であっても、末子の兄や姉について手助けや見守りを必要とするケースがあり得ることに留意が必要。

また、平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

就労困難・制約要因

＜就労を**困難**にする要因＞

- 放課後・休暇にケアが必要
- 子どもの医療的ケア
- 通学付き添い
- 校内待機や付き添い
- 夜間ケア
- 体調不安定・健康悪化
- 障害に起因する通院 等

＜就労を**制約**する要因＞

- 子どもに自閉スペクトラム症がある
- 人や環境の変化・習慣の変更が苦手
福祉サービス利用に制約・困難があることとの関連

子どもの障害種・状態・特性
ケアによる影響

+

家庭内のケア分担
職場の配慮や支援

障害児の母親が就労するために 必要な職場の配慮

- 休暇取得のしやすさ
- 育児・介護休暇の取得
- 短時間勤務制度
- 労働日数や時間帯の柔軟な設定
- 仕事内容を自分で調整できるフレキシブルさ
- 障害児育児への理解
- 障害特性の理解
- 障害児の母親の雇用枠を特別に設ける配慮

改正育児・介護休業法（2025年4月施行）

就業条件に関して、個別に意向を聞き取り、
子や各家庭の状況に応じて配慮することが事業主の義務

- 育児と仕事の両立のために、労働者が就業条件について意向を示すことにより、事業者は意向に配慮することが義務づけられる
- 「短時間勤務の制度や子の看護等休暇などが利用可能な期間を延長することが望ましい」（令和6年9月11日官報）

常時見守りが必要な子どもも制度の対象に

- 常時見守りが必要な子どもも介護に係る両立支援制度の対象となることが明文化
- 「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に障害児や医療的ケア児の養育を想定した内容が追加（次頁スライド）

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

(1) 項目①～⑩のうち、状態について2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

(2) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

状態 項目	1 (注2)	2 (注3)	3
① 座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる (注4)	できない
② 歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③ 移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④ 水分・食事摂取（注5）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤ 排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥ 衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦ 意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧ <u>外出すると戻れないこと や、危険回避ができないこと がある（注6）</u>	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある

⑨ 物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注7)
⑩ 周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある（注8）	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪ 医薬品又は医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫ 日常の意思決定（注9）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない (注10)	ほとんどできない

（注1）「対象家族」とは、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいうものであり、同居の有無は問わない。

（注2）各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

（注3）各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要となる行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

（注4）「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

（注5）「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

（注6）「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。

（注7）⑨3の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

（注8）「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況（混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等）をいう。

（注9）「⑫日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

（注10）慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、支援等を必要とすることをいう。

課 題

- ケアと仕事を両立するための相談・コーディネート支援
- 支援が途切れやすい時期への切れ目のない対応
- ケアに伴う経済的負担への対応
- 保護者本人の希望に基づく就労の保障

ケアを担う保護者も「**権利の主体**」

——就労・休息・社会参加・自己実現